

## 目的(第1条)

手話言語の普及、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関し、「基本理念」「県の責務」「県民・事業者・障害者等の役割」「施策の基本的事項」を定め、県民の手話及び障害者に対する理解の促進を図り、全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## 基本理念(第3条)

(1) 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下、手話言語の普及や意思疎通手段の利用の促進を行うこと。(2) 手話が独自の体系を有する言語であり、ろう者が大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に普及を行うこと。(3) 障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保と利用の機会の拡大が図られること。

## 定義(第2条)

- ①「手話言語の普及」…手話が言語の一つであることを普及すること
- ②「ろう者」…聴覚に障害がある者であって、手話を使用して日常生活又は社会生活を営むもの
- ③「障害者」…障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第2条第1項に規定する障害者
- ④「意思疎通手段」…障害者が他者との意思疎通を図るための手段(15個例示)
- ⑤「支援者」…障害者と他者との意思疎通を支援する者

## 責務及び役割(第4条～第7条)

### 【県の責務(第4条)】

- (1) 市町村その他の関係機関と連携し、施策を推進する。
- (2) 事務・事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を利用できるよう合理的配慮をする。【義務規定】

### 【県民の役割(第5条)】

基本理念に対する理解、県が実施する施策への協力を努める。

### 【事業者の役割(第6条)】

- (1) 県の施策への協力を努める。
- (2) 事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を利用できるよう合理的配慮をする。【義務規定】

### 【障害者等の役割(第7条)】

基本理念に対する県民の理解を深めるために必要な啓発及び知識の普及に努める。

## 施策の策定及び推進(第8条)

(1) 障害者計画において、基本的施策について定め、総合的・計画的に推進する。

- (2) 基本的施策を推進するため、障害者関係団体と情報・意見の交換を行う。
- (3) 基本的施策について定め、推進するに当たって、障害者関係団体から聴取した情報・意見を勘案し、熊本県障害者施策推進審議会の意見を聴く。

## 施策の基本的事項(第9条～第13条)

### 【啓発及び学習の機会の確保(第9条)】

- (1) 手話言語の普及に関する啓発に努める。
- (2) 障害の特性に応じた意思疎通手段に関する啓発、学習の機会の確保に努める。

### 【情報の発信等(第10条)】

- (1) 情報通信技術の活用に配慮しながら、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信を行う。【義務規定】
- (2) 災害時等において、障害者が情報を速やかに取得し、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講じる。【義務規定】

### 【人材の養成等(第11条)】

支援者及びその指導者の養成及び障害者が意思疎通の支援を適切に受けることができる体制整備に努める。

### 【学校等の設置者の取組(第12条)】

〈学校等の設置者〉

- (1) 手話言語の普及、障害の特性に応じた意思疎通手段に対する児童等の理解の促進に努める。
- 〈意思疎通手段の利用を必要とする児童等が通学通園する学校等の設置者〉
- (2) 必要な意思疎通手段により学習できる環境を整備し、教職員の意思疎通手段に関する知識・技能を向上させるために必要な措置を講じる。【義務規定】
  - (3) 保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談への対応、支援を行う。【義務規定】

### 【事業者に対する協力(第13条)】

障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する活動を支援するため、事業者に対し、情報の提供、助言その他の協力を努める。

## 財政上の措置(第14条)

施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

## 関係団体ヒアリング における主な意見

※16団体に対し、2回実施。

- ・意思疎通手段の定義は、障害種別ごとに代表的な手段をできる限り例示した方がアピールになる。
- ・障害者差別解消法の改正により事業者の合理的配慮が義務化されるため、推進してほしい。
- ・理解促進のためには障害者等が自ら声を上げていかないといけない。
- ・施策の推進に当たっては障害者等の意見を踏まえるようにしてほしい。
- ・手話通訳者等を養成する講座はあるが、障害者や保護者等が意思疎通手段について学べる機会がない。
- ・ICTを活用していく必要がある。
- ・行政からの情報を正確に知ることができるようにすることや、災害時等における情報発信は重要である。
- ・支援者・指導者の養成や、支援者の派遣についての周知が必要である。
- ・学校教育において理解促進を図ることが重要である。
- ・教育を受ける権利を保障する観点から、必要な意思疎通手段により学習できる環境整備は重要である。
- ・教職員が研修等に行けるようにしてほしい。
- ・意思疎通手段の利用促進のためには、予算措置が必要である。

《パブリックコメント(予定)》  
募集期間：12月中旬～1月中旬